

第2編 全体構想

第1章 都市計画マスタープランの構成等

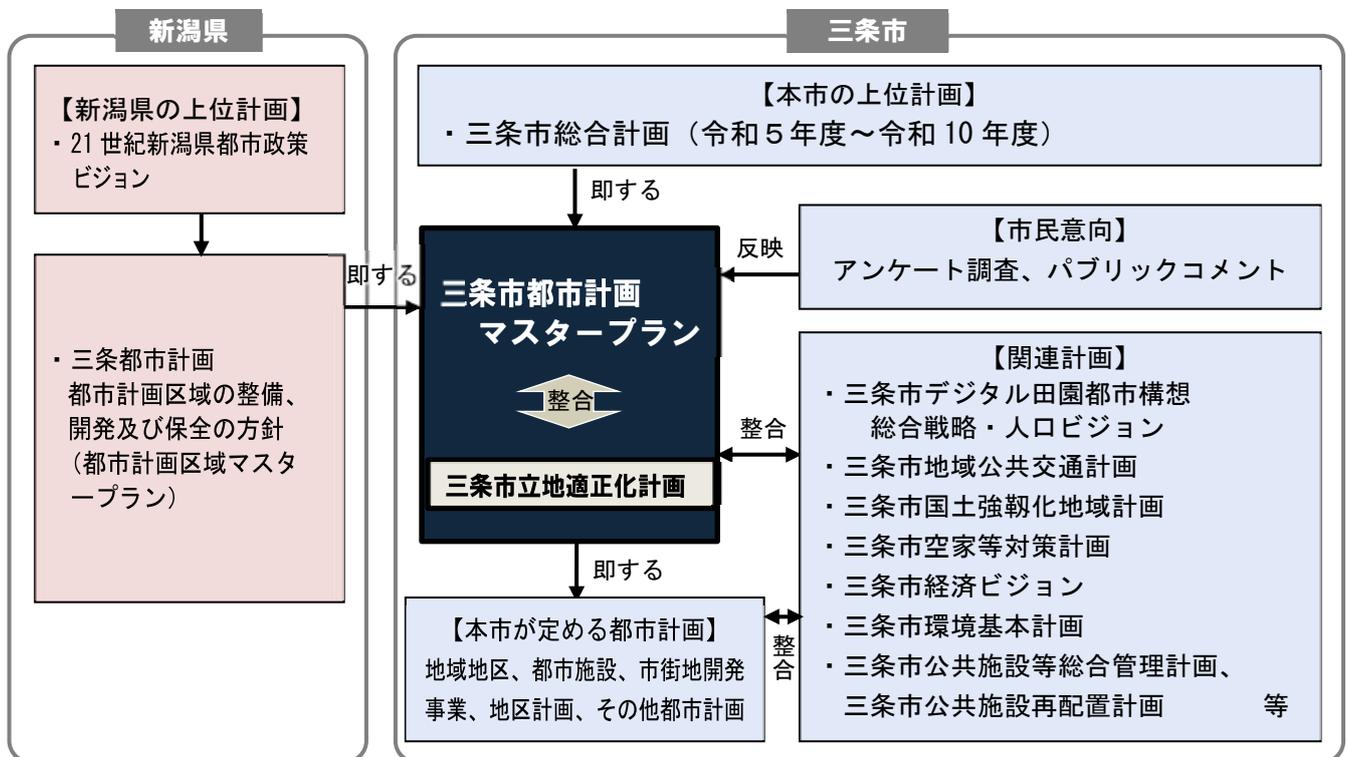
1 『都市計画マスタープラン』の位置づけ

『都市計画マスタープラン』は、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として「都市計画法第 18 条の 2」に定められている計画です。都市計画に関連する都市づくりは、この『都市計画マスタープラン』に即して*行われます。

『三条市都市計画マスタープラン』は、下図に示すとおり「三条市総合計画」*などに即して定めることとなります。

総合計画は、都市計画マスタープランの上位計画に位置づけられていることから、都市計画マスタープランの都市フレーム*は、総合計画のフレームと整合をとりながら策定されることとなります。

【位置づけ】



都市計画法（抜粋）

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

*「即する」：沿うこと。ここでは、「相互に矛盾がない」こと。⇒巻末【用語解説】参照

*「総合計画」及び図中の「都市計画」、「都市計画区域の整備・開発・保全の方針」、「特定の都市計画」等の用語については、巻末【用語解説】参照のこと。

*「(都市)フレーム」：[frame 枠組、骨組]ここでは、計画の目標時点における人口や世帯、産業、土地利用などの将来予測値、もしくは見通しのこと。計画を立てる際には、このフレームを基準に都市の規模や配置の検討を行う。

2 『都市計画マスタープラン』の目標年次と対象区域

(1) 目標年次

『三条市都市計画マスタープラン』における計画目標期間は、都市づくりがその実現に至るまでに多くの時間を要することから、概ね 20 年先を展望して策定することとします。

また、都市計画マスタープランに示す方針や諸方策は、社会情勢の変化や都市を取り巻く環境の変化等に対応して、適宜必要な見直しを行うものとします。

- 目標年次：『令和 27 年（2045 年）』

(2) 対象区域

三条市全域における均整のとれた一体的・総合的な方針を構築するため、都市計画区域の指定してある三条・栄地域、及び都市計画区域外の下田地域も含めた全市域を対象範囲とします。

- 対象区域：『三条市全域』

3 『都市計画マスタープラン』の考え方と構成

『都市計画マスタープラン』は、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映し、都市づくりの具体性あるビジョン[※]を確立し、市域のあるべき市街地像[※]を示すとともに、都市整備課題に応じた整備方針や都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等を総合的に定めるものです。このことから、『三条市都市計画マスタープラン』についても、三条市の特性に応じた都市づくりの方針とするため、市域の土地利用や各種施設の整備の方針に加え、三条市の生活像[※]や産業構造、交通、自然、さらには環境、景観、防災等の観点も含めた方針の作成を行います。

都市計画マスタープランは、「全体構想」、「地区別構想」、「実現化の方策」等により構成されます。

「全体構想」は、目指すべき都市像とその実現に向けた整備方針等、「市域全体の都市づくりの方向性を示す」ものです。

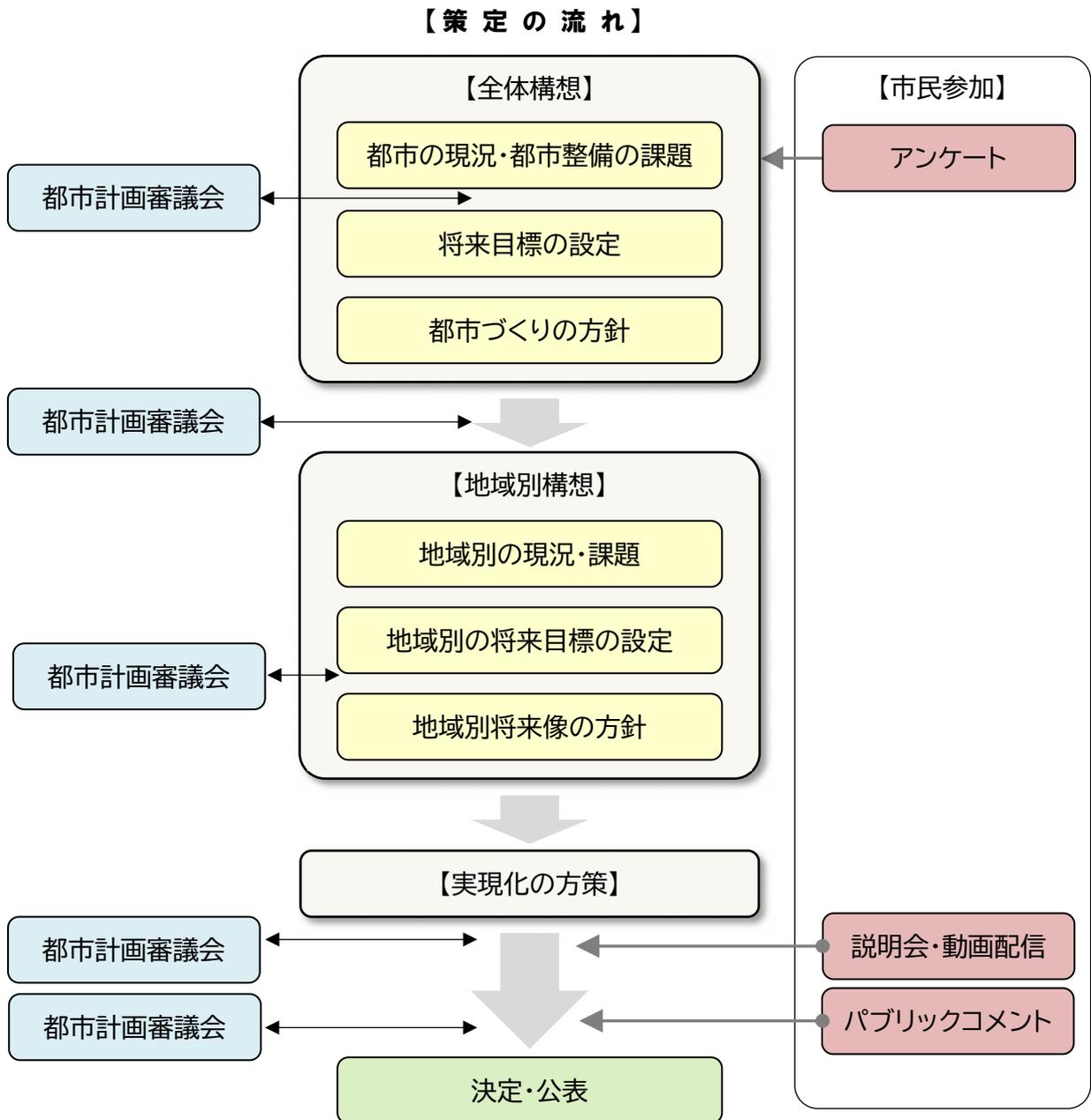
都市計画の前提となる都市構造・都市空間及びこれと密接な関連を有する交通体系の整備の考え方や土地利用、施設整備等の方針とともに、都市内の自然的環境の保全その他の良好な都市環境の形成、都市景観形成等の指針などを定めます。

「地区別構想」は、全体構想に示された整備の方針等をもとに、それぞれの適切なまとまりのある地域の特徴や地域固有の資源を活かし、あるべき地域像、実施されるべき施策等、「各地域の実状に対応した都市づくりの方針」を定めます。

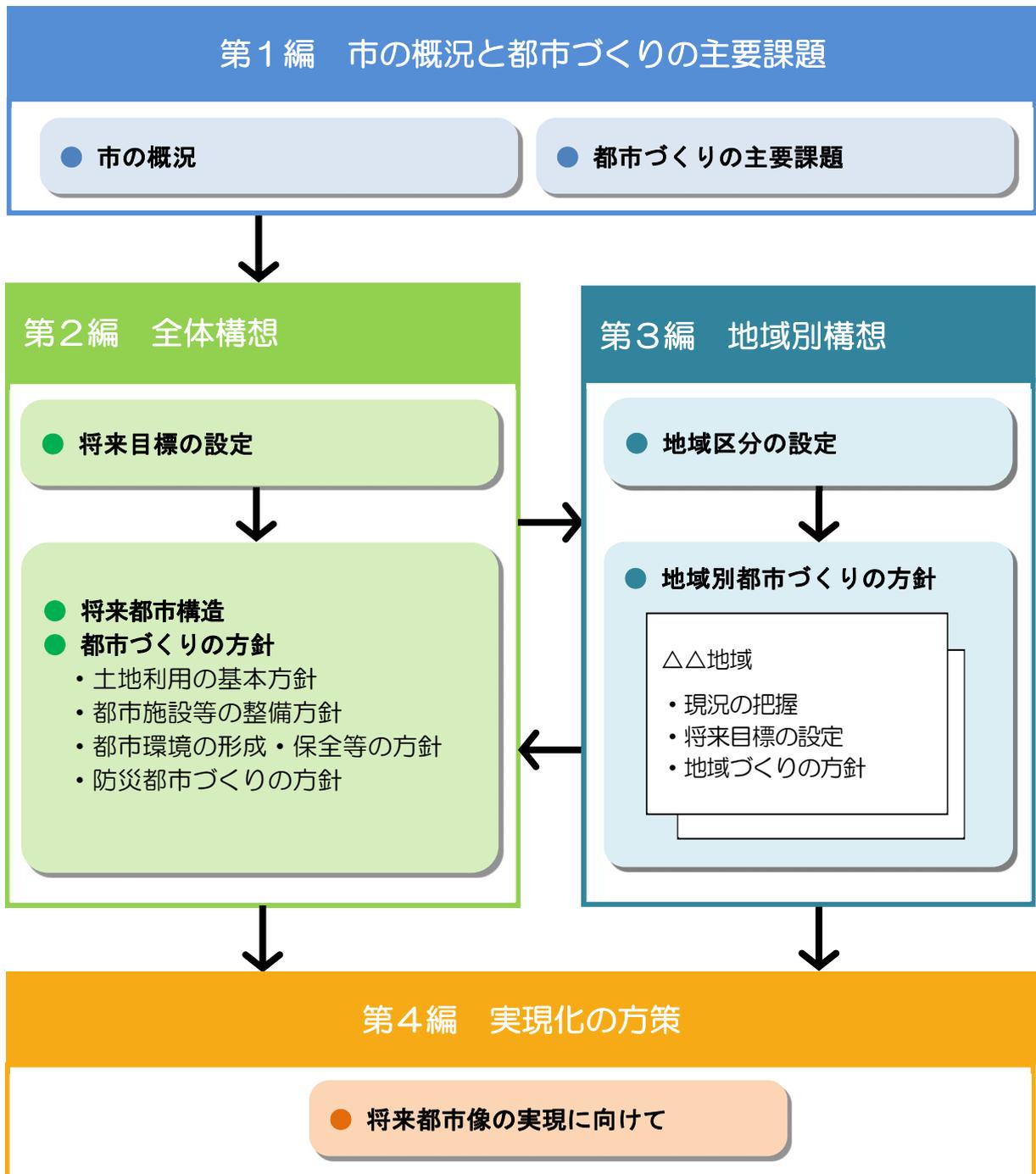
「実現化の方策」は、本市の将来像の実現に向けた手法や推進体制、計画の進行管理など、「目指す都市づくりを実現するための取組」を定めます。

なお、市では、『三条市都市計画マスタープラン』の改定にあたり、市民の都市づくりに対する意識や意向を把握するため、令和 6 年 10 月に市民 3,000 人を対象にアンケート調査を実施しました。

※「ビジョン」：[vision 見通し、展望、理想像]ここでは、都市の将来や未来の姿をいう。「都市の将来像」と同義に捉えることができる。
 ※「市街地像」：市街地の将来の姿のこと。一口に「住宅地」といっても、戸建住宅だけで構成するのか、ある程度の規模の店舗まで立地を許容するのかなど、居住環境には様々なタイプのものがあることから、具体的な市街地の利用目的に応じた将来像として示すことが求められる。また、この総体が都市全体の「市街地像」となる。
 ※「生活像」：市民生活全般の将来像のこと。市民の将来生活像は人それぞれで異なるが、都市は人々が生活を営むことで成り立っていることを踏まえると、「生活像」をイメージすることで、都市全体として特徴づくりや、市民の暮らしやすい都市づくりにつながるものと考えられる。



【都市計画マスタープランの主要構成】



第2章 将来目標の設定

1 都市づくりの理念*

三条市都市計画マスタープランを市民や事業者、行政など、都市づくりに関わる各主体が連携して効果的に進めるためには、実現を目指す都市の姿を共有することが重要となります。

ここで、上位計画に位置づけられる「三条市総合計画(計画期間：令和5年度～10年度)」では、目指す将来の姿として、『豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく 創意にみちた ものづくりのまち』と掲げています。

三条市都市計画マスタープランにおいても、将来の姿についてはこの考え方を共有した都市づくりを進めて行くこととし、「都市づくりの理念」を以下のように設定します。

<都市づくりの理念>

豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく
創意にみちた ものづくりのまち

【三条市総合計画(計画期間:令和5年度～10年度)】

三条市が目指す将来の姿 (将来都市像) [概要]

- 田園や川辺の風景など、四季折々の趣を見せる豊かな自然に囲まれたまち
- 先人から受け継いできた歴史と文化が日々の暮らしに息づくまち
- 進取果敢な気風が育んだ地域の発展を支えるものづくりの伝統が盛んなまち

これらのことを踏まえ、本市の個性や優位性を意識して守り、かけがえのない存在としての地位、多くの人を引きつける魅力、まちの持続可能性を高めるため、総合計画における将来都市像を

『豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく 創意にみちた ものづくりのまち』

と定め、その実現に向けたまちづくりを進めます。

*「都市づくりの理念」：⇒巻末【用語解説】参照

2 都市づくりの目標

都市づくりの理念を踏まえ、次に示す5つの「都市づくりの目標」を掲げます。

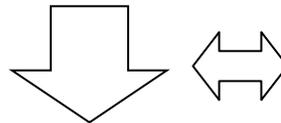
この目標及び目標展開を達成するために、これ以降に示す「将来都市構造」を踏まえ、「土地利用方針」、「都市施設の整備方針」等の都市づくりの方針で、項目ごとに進むべき方向性や施策形成に向けた内容を示します。

【都市計画マスタープランの都市づくりの理念と目標の概要】

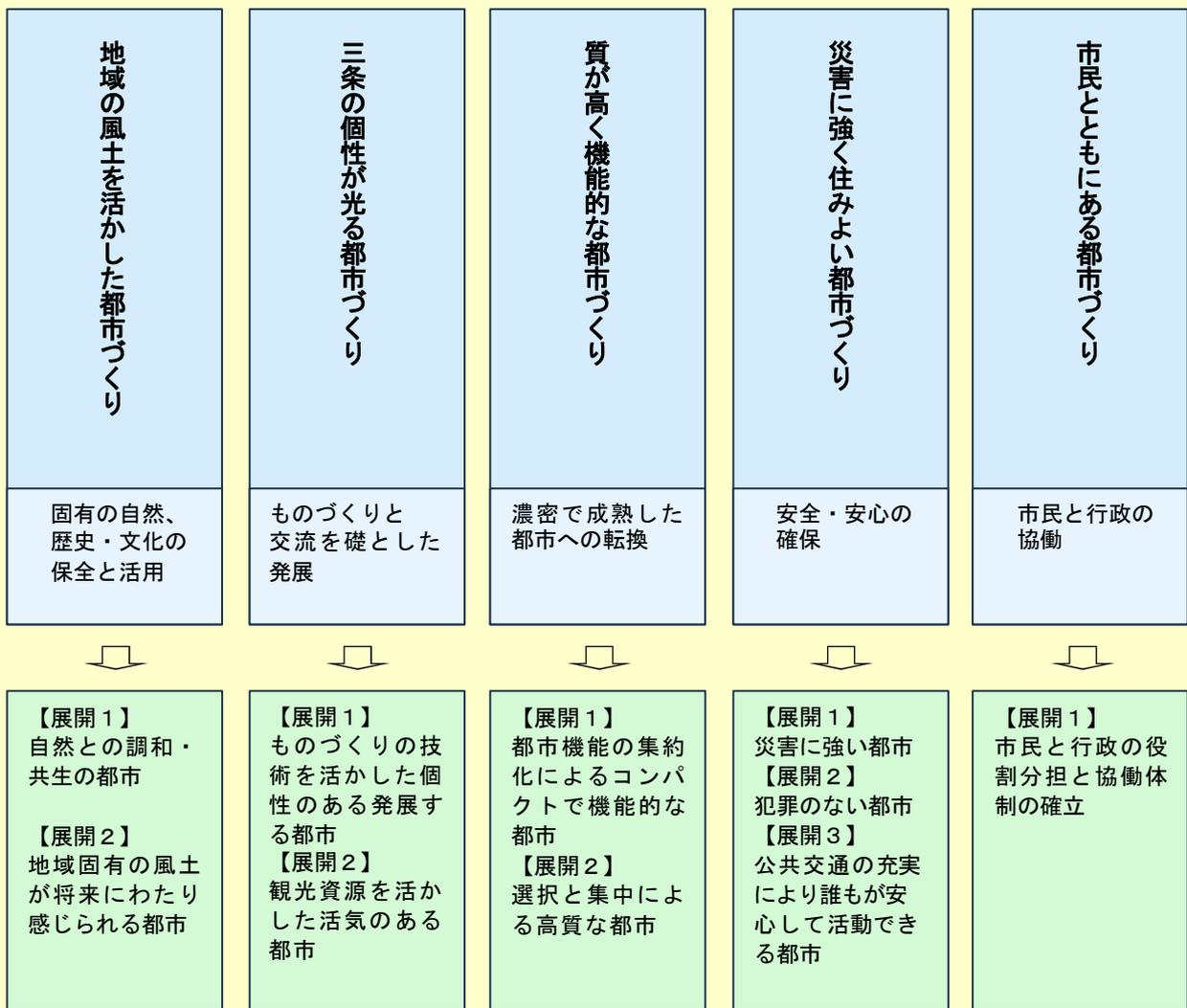
<都市づくりの理念>

豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく 創意にみちた ものづくりのまち

<都市づくりの目標>



- 都市計画の観点等
- 持続可能な都市、環境との共生等



目標1**地域の風土を活かした都市づくり**

〈固有の自然、歴史・文化の保全と活用〉

【目標展開1】

信濃川、五十嵐川をはじめとする水辺や自然豊かな田園風景、越後三山只見国定公園、奥早出栗守門県立自然公園をはじめとする周囲の山々は、三条市の風景を形づくる上で重要な骨格を形成しており、また貴重な自然空間ともなっています。この豊かな自然を将来にわたって守り続けるため、それらの保全に深く関わる農林業の維持や担い手確保などに資する新技術の導入などを展開するとともに、引き続き自然と親しむ場・機会の創出を図りながら自然との調和・共生を前提に都市づくりを進めていきます。

【目標展開2】

法華宗総本山本成寺や真宗大谷派三条別院をはじめ、市内に点在する多くの歴史文化遺産は、三条市の歴史的な奥深さとともに地域固有の趣を創り出しています。このように、長い歴史の中で形づくられてきた文化を市民とともに守り、活かすことで意識の醸成等を図り、地域固有の風土が将来にわたり感じられる都市づくりを進めていきます。

目標2**三条の個性が光る都市づくり**

〈ものづくりと交流を礎とした発展〉

【目標展開1】

本市は多種多様な金属加工技術を中心とし、高い雇用吸収力を有するといわれている製造業が集積した工業都市です。一方で本市の人口減少及び若年層の市外への流出を要因とする就業者数の減少傾向は継続しており、都市の活力や経済力の低下が危惧されます。このことから、より多様な人材が市内外から集まり、成長し、活躍できる良質な雇用労働環境の創出を図りながら、本市の個性を活かした産業振興を展開することにより、今後も持続的に発展する都市づくりを進めていきます。

【目標展開2】

本市は、ものづくり産業を始め、豊かな自然・田園環境、歴史・文化資源など、個性を活かした多様な観光資源を有しています。また「アウトドアのまち三条」を宣言し、豊かな自然やアウトドアメーカーの集積地という個性を活かした交流促進も積極的に展開しています。今後はさらに「八十里越街道」の開通を見据えた広域的な交流人口増に資する施策の展開も図りながら、本市の個性が光る交流・観光都市づくりを進めていきます。

目標3**質が高く機能的な都市づくり**

〈濃密で成熟した都市への転換〉

【目標展開1】

人口減少、少子高齢社会にあっても将来にわたってまちの活力を維持し続けていくため、豊かな緑が広がる環境や既存の都市基盤を活かしつつ、立地適正化計画に基づく居住機能及び都市機能の誘導による中心市街地の活性化、また、公共交通ネットワークの強化等を展開しながら、いわゆる“コンパクト＋ネットワーク”で機能的な都市づくりを進めていきます。

【目標展開2】

各種公共施設をはじめ道路や公園、上下水道、河川など、市民の生活を支える各都市施設については、都市としての利便性や快適性を確保する重要な都市インフラであるとともに、清潔で安全・安心な暮らしの維持に必要不可欠な社会インフラでもあります。一方、将来人口の減少が予測される中、これら都市施設や社会インフラについては、財政状況や地域の担う役割等を踏まえ、選択と集中による効果的かつ戦略的な整備を進め、地域の特性や実情に応じた都市施設の適正配置を行うとともに、DX等の新技術を活用した高質で持続可能な都市づくりを進めていきます。

目標4**災害に強く住みよい都市づくり**

〈安全・安心の確保〉

【目標展開1】

本市においても甚大な被害が発生した平成16年の新潟・福島豪雨（7.13水害）から20年が経過する中、近年においても全国各地で地震や台風、豪雨等による災害が発生しており、市民の防災に対する意識がますます高まっています。本市が経験した災害の記憶を伝承し、防災訓練を始めとする市民の防災意識の向上につながる取組の実施、三条市地域防災計画や立地適正化計画における防災指針と連携したハード・ソフト両面での防災対策の実施及び防災体制の強化等を展開しながら、災害に強い都市づくりを進めていきます。

【目標展開2】

近年、様々な犯罪が頻発し治安の悪化が懸念される中、都市づくりにおいても地域の治安確保が重要な課題となっています。近年増加傾向の空家の解消等による防犯対策を進めるとともに、防犯カメラの設置等による地域の防犯活動の促進や地域コミュニティの維持・醸成に関する支援などを展開しながら、地域一体となって犯罪のない安心に暮らせる住みよい都市づくりを進めていきます。

【目標展開3】

道路環境の改善による歩行者等の安全確保や道路網の改善などによる渋滞の解消を進め、交通事故のない住みよい都市づくりを進めていきます。また、地域公共交通計画に基づきながら公共交通の維持及びネットワークの充実などを展開し、子どもや高齢者等の交通弱者にとって利便性の高い移動手段の確保を図ることで、誰もが安全に快適に移動できる住みよい都市づくりを進めていきます。

目標5**市民とともにある都市づくり**

〈市民と行政の協働〉

【目標展開1】

心地よく安心して暮し続けることができる都市づくりを進めて行くためには、市民の協力や合意形成が不可欠であるとともに、都市づくりが身近なものとなるよう、多様な媒体や手法を用いて都市づくりに関する積極的な情報共有を行います。

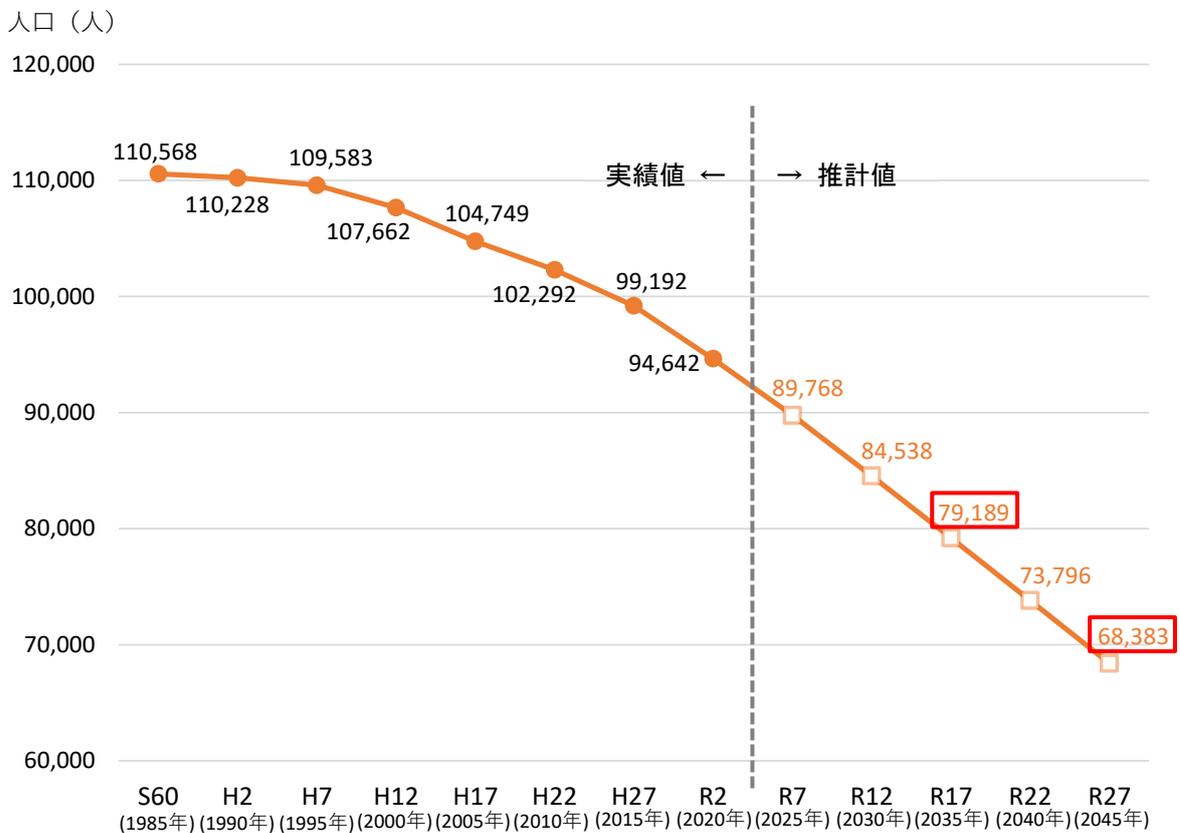
都市づくりの主役は市民であり、地域コミュニティの担う役割は重要である一方、今後も少子高齢化が進展する中、地域コミュニティの脆弱化が危惧されます。そのため、地域コミュニティの維持や醸成に関する支援を行うとともに、市民と行政の役割分担を明らかにしながら、地域住民主体の身近な社会インフラの維持管理や民間活力の導入を含めた協働体制の整備などにより、協働の都市づくりを進めていきます。

3 将来都市フレーム

本市の人口は、令和2年の国勢調査において94,642人となっており、平成27年と比較して4,550人減少し、昭和60年以降、一貫して減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の令和2年の国勢調査における人口を基準とした人口推計（令和5年推計）によると、中間年度である令和17年には79,189人、目標年度である令和27年には68,383人にまで減少すると予測されています。

本計画においては、この社人研の予測値を将来人口フレームとし、都市としての魅力を高めるための総合的な都市づくりを目指します。

<将来目標人口>
「中間年度である令和17年(2035年)の人口を79,189人」
「目標年度である令和27年(2045年)の人口を68,383人」



出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

第3章 将来都市構造

将来都市像の実現を目指し、市の拠点や近隣都市間を結ぶ都市の骨格となる軸の配置、概ねの土地利用のゾーニング*をあらわす将来都市構造を設定します。

1 将来土地利用(ゾーニング)

都市づくり目標の実現に向けて、市域の将来土地利用の骨格となる構造として、「都市的領域」「田園区域」「自然区域」を設定し、地域特性を踏まえつつ、秩序ある土地利用を図ります。

(1) 都市的領域

主に「市街地としての基盤整備や土地利用の誘導により、都市機能の集積を図る区域」を「都市的領域」と位置づけます。

- 商店街を中心とする既成市街地や燕三条駅周辺などを「各種商業機能や業務機能、コンベンション機能*の集積を図る区域」とします。
- 工場が集積している区域や工業団地、栄地域の国道8号沿線を「産業基盤の整備や改善により、産業立地等を促す区域」とします。
- 主に、住居がまとまって立地している区域を「生活基盤の改善、更新や土地利用制限の見直しなどにより、暮らしやすい居住空間の維持、創出を図る区域」とします。
- 大規模な集落地*など一定程度のまとまりをもち、今後、地域の核としての役割が期待される区域を「環境に配慮するとともに、地域の特性に応じた土地利用の適切な誘導や市街地基盤の適切な改善、更新を図る区域」とします。

(2) 田園区域

主に「農業生産地としての農地や集落地により構成されている区域を農業生産環境の維持・改善と集落地における生活環境の向上などにより、農業振興を図る区域」を「田園区域」と位置づけます。

- 農業基盤の整った優良農地をはじめとする農用地区域*としてのまとまりを「第一次産業の生産拠点として、保全・活用を図る区域」とします。
- 農地の周囲に点在する集落地を「生活基盤の改善などにより、集落環境の維持・向上を図る区域」とします。
- 用途地域縁辺（周辺）にあって、将来、宅地化が懸念される区域を「農地と調和した地域環境の保全に向けて、土地利用の適切な誘導を図る区域」とします。

*「ゾーニング」：[zoning 地域設定] 土地利用のまとまりなどに応じて、地域などを区分すること。

*「コンベンション機能」：[convention 集会、大会、慣習] 集会、会議、大会や見本市・展示会などの集客機能。

*「集落地」：用途地域以外の区域において、住宅等が一定程度まとまって立地している土地の区域。

*「農用地区域」：農地のほか、採草地・放牧地及び農業用施設用地を含めた農業生産の用に供する土地の区域。

(3) 自然区域

「山間部や河川など、将来にわたり貴重な自然環境・空間として保全を図るべき区域、又は保全を図りながら自然とふれあえる場として活用する区域」を「自然区域」と位置づけます。

- 越後三山只見国定公園[※]や奥早出粟守門県立自然公園[※]に代表される山々や市街地に隣接する丘陵地を市域における貴重な自然空間[※]として積極的に保全するとともに、一部については、市民が自然とふれあえる場として活用する区域とします。
- 信濃川、五十嵐川などの河川とその周辺の防災性を高めるとともに、市域における身近で貴重な水辺空間[※]として、活用する区域とします。



※「国定公園」：国立公園に準ずるものとして、国が指定し都道府県が管理する公園。（「国立公園」：日本の風景を代表するに足る傑出した自然の景勝地を保護し、国民の保健・休養に役立てるため国が指定し、管理する公園。）

※「県立自然公園」：都道府県が条例により指定し、国立公園に準じて保護・管理する公園。

※「自然空間」：森林や樹林地、農地、河川や池沼などが主体となって構成される空間。

※「水辺空間」：河川や湖沼などの水面と陸域が接する河川敷や湖畔などの空間。

2 拠点と軸の形成

都市づくりの目標の実現に向けて、市域内の都市集積・機能集約に対する考え方や市域内外の連携に対する考え方等、今後の都市形成の方向性を明らかにするため、本市の核となる「拠点」及びこれを結ぶ「軸」の考え方を示します。

(1) 拠点の形成方針

① 中心拠点

本市では、医療・福祉・子育て・商業等の都市機能を集積すべき拠点として、中心市街地をはじめ、広域的な交通結節機能を有する須頃・上須頃地区、行政サービスの中心となる市役所三条庁舎周辺を本市の中核的な役割を担う中心拠点と位置づけます。

さらに、この中心拠点を「中心市街地地区」「中心業務拠点」「広域交流拠点」「連携生活拠点」に分類し、各拠点の形成方針を以下に示します。

○中心市街地地区

「東三条駅、三条駅、北三条駅を結ぶ範囲を中心とした既成市街地」については、歴史・文化などの地域資産を活かしたにぎわいと交流の場の創出、市民の生活を支える市街地環境の形成を図ります。

また、市街地での老朽化・密集した家屋や狭隘道路といった都市構成上の課題の改善(防災機能の向上、都市基盤*の改善)を図ります。

- 既成市街地（東三条駅、三条駅、北三条駅を結ぶ範囲を中心とした区域）

○三条庁舎周辺【中心業務拠点】

市民の利便性の向上を図る拠点として、「市役所三条庁舎周辺」を中心業務拠点と位置づけ、業務機能*の集積の形成を図ります。

- 市役所三条庁舎周辺

○須頃地区【広域交流拠点】

各種の都市機能を高度に集積すべき拠点として、「須頃地区（^{まごころ}燕三条駅周辺）」を広域交流拠点と位置づけ、市内外から多くの人々が集い、働くといった広域交流を目指し、商業、文化、交流、研究開発、コンベンション機能などの集積を図ります。

- 須頃地区（^{まごころ}燕三条駅周辺）

○上須頃地区【連携生活拠点】

JR 上越新幹線^{かみすごころ}燕三条駅及び北陸自動車道三条ICを中心とし、JR 弥彦線、国道8号等が結節し交通の利便性が高く、済生会新潟県中央基幹病院や高等教育機関が開校した、「上須頃地区」を連携生活拠点として位置づけ、高次都市機能に加えて求められる日常的な生活サービス利便性の充実を図ります。

- 上須頃地区

*「都市基盤」：道路や公園、上下水道など、都市における暮らしや様々な活動の基礎・土台となる施設などの総称。

*「業務機能」：銀行をはじめとする事業所の本支店など、生産や消費活動を直接的に行わない、管理や運営、サービスの提供を主とする機能の総称。

② 地域拠点

地域の生活拠点として、「市役所栄庁舎周辺」「市役所下田庁舎周辺」を地域拠点と位置づけ、各種公共機能の集積や地域の利便性の向上に資する商業・業務機能の集積と居住機能[※]の集積を図ります。

- 市役所栄庁舎周辺
- 市役所下田庁舎周辺

③ 広域連携地域拠点

国道 289 号八十里越の開通に伴い福島県とつながる玄関口として、「八木ヶ鼻温泉周辺」を広域連携地域拠点と位置づけ、自然観光、地域交流、利便性の向上を図ります。

- 八木ヶ鼻温泉周辺

④ 産業拠点・研究拠点

業務機能や生産機能を集積すべき拠点として、「既存の工場集積地、工業団地」「栄地域の国道8号沿線」を産業拠点と位置づけ、地域産業の活性化に向けた都市基盤の強化を図ります。また、利器工匠具[※]製造などをはじめとした伝統的地域産業及び関連産業等の拠点として、三条鍛冶道場や鍛冶ミュージアムのある「北三条駅周辺」も産業拠点と位置づけ、伝統産業の普及、継承を図ります。

研究拠点として、「燕三条地場産業振興センター、三條市立大学（須頃地区）」を位置づけ、機能の充実を図ります。

■ 産業拠点

- 既存の工場集積地、工業団地、栄地域の国道8号沿線
- 三条鍛冶道場や鍛冶ミュージアム（北三条駅周辺）

■ 研究拠点

- 燕三条地場産業振興センター、三條市立大学（須頃地区）



※「居住機能」：戸建住宅やマンションなど、住むことを主たる目的として備えられる機能の総称。

※「利器工匠具」：包丁やはさみなど、優れた技術によって製造される鋭利な刃物などの道具。

(2) その他の拠点の形成方針

① 交通拠点

交通の結節[※]機能を有効に活用するため、JR燕三条駅、北陸自動車道三条・燕インターチェンジのある須頃地区を広域・高速交通の拠点として位置づけるとともに、JR東三条駅周辺をJR信越本線・弥彦線の交通結節点として近隣都市間の連携を担う拠点と位置づけ、周辺整備を図ります。

また、「栄スマートインターチェンジ周辺」については、栄地域などの交通の拠点として位置づけ、周辺整備を図ります。

- 須頃地区（燕三条駅、三条・燕インターチェンジ周辺）
- 栄スマートインターチェンジ周辺
- 東三条駅周辺

② 歴史・文化拠点

歴史遺産を次世代にわたり継承するための役割を担う施設や市内の主だった社寺を歴史・文化拠点と位置づけ、三条の歴史的な奥行き感や地域固有の趣を創り出している貴重な空間として、保全・活用を図ります。

- 本成寺や三条別院周辺など
- 歴史民俗産業資料館及び別館「ほまれあ」、三条市立図書館「まちやま」など

③ スポーツ・レクリエーション[※]拠点

市民の憩いの場として、また観光交流の拠点として、市内の「大規模な公園」「スポーツ施設」「アウトドア施設」などをスポーツ・レクリエーション拠点と位置づけ、周囲の自然環境との調和を図りつつ、整備・活用を図ります。

- 大崎山公園、しらさぎ森林公園、ミズベリング三条など
- 総合運動公園、六ノ町河川緑地、総合グラウンドなど
- 八木ヶ鼻温泉、下田地区のキャンプ場など



※「結節」：結び目、交点。ここでは、鉄道、バス、自動車などの各種の交通手段が集まること。

※「レクリエーション」：[recreation 休養、娯楽] 精神的・肉体的な疲れを休養や娯楽によって癒すこと。

(3) 軸の形成方針

① 国土交通軸

広範な都市間の移動機能として確保すべき軸を「国土交通軸」とし、「北陸自動車道」「国道8号」「JR上越新幹線」を位置づけ、広範な都市間や地域拠点間の連携強化、市内交通網との連携強化により利便性の向上を図ります。

- 北陸自動車道
- 国道8号（3.1.1 東本成寺大島線、3.3.50 国道8号栄線含む）
- JR上越新幹線

② 圏域交通軸

近隣都市間や市内の移動機能として確保すべき軸を「圏域交通軸」とし、「国道289号（3.3.7 大島東大崎線含む）、国道290号、国道403号（3.3.28 国道403号線含む）、主要地方道長岡見附三条線、主要地方道新潟小須戸三条線、主要地方道長岡栃尾巻線」を位置づけ、近隣都市間や地域拠点間の連携強化を図ります。

同様に「JR信越本線・弥彦線」も近隣都市間の連携を担う公共交通網として、利便性の向上を図ります。また、市南部における東西方向の連携強化に向けて、幹線となる道路整備のあり方を検討します。

- 国道289号（3.4.9 燕東大崎線含む）
- 国道289号バイパス※（3.3.7 大島東大崎線）
- 国道290号
- 国道403号（一部 3.4.15 東三条塚野目線を含む）
- 国道403号三条北道路・三条塚野目道路（3.3.28 国道403号線）
- 主要地方道長岡見附三条線（3.5.22 三条四日町線を含む）
- 主要地方道新潟小須戸三条線
- 主要地方道長岡栃尾巻線
- JR信越本線・弥彦線
- 市南部における東西方向の幹線（構想）



※「バイパス」：[bypass 間道、迂回路] 通過交通などによる交通混雑を緩和するため、市街地の外周などに迂回して設けられる道路。

③ 域内交通軸(都市軸、外環状軸、内環状軸、地域連携軸、地域軸)

地域内もしくは市街地内の移動機能として確保すべき軸を「域内交通軸」とし、地域拠点間の連携強化、市街地内の交通網の機能強化を図ります。

なお、国土交通軸、圏域交通軸の一部については、機能に応じて域内交通軸における都市軸、環状軸としても位置づけます。

■ 都市軸（市街地内の交通網の主軸）

- 国道 289 号 (3.4.9 燕東大崎線)
- 3.4.10 新保裏館線

■ 外環状軸（市街地内の交通網の機能強化）

- 国道 8 号 (3.1.1 東本成寺大島線) の一部
- 国道 289 号バイパス (3.3.7 大島東大崎線)
- 3.5.27 西大崎西本成寺線

■ 内環状軸（市街地内の交通網の機能強化）

- 3.4.12 一ノ木戸西本成寺線
- 3.4.13 島田線
- 3.5.25 荒町北中線 (第一産業道路)

■ 地域連携軸（各交通軸との連携強化）

- 県道大面保内線 (三条地域と栄地域を南北に結ぶ軸)
- 市道月岡道心坂線 (三条地域と下田地域を東西に結ぶ軸)、市道大浦山手線、市道やまなみ線

■ 地域軸（各地域内の交通網の連携・機能強化）

〔東西方向〕

- 市街地：3.5.24 下坂井四ノ町線、3.5.26 石上興野線
- 三条地域：県道三条八王寺線、市道金子吉田線
- 栄地域：県道分水栄線、3.4.51 半ノ木一ツ屋敷線、市道矢田中曾根新田線
- 下田地域：県道森町鹿峠線、県道三条下田線

〔南北方向〕

- 市街地：主要地方道長岡見附三条線 (3.5.22 三条四日町線) の一部、3.4.18 田島曲淵線
- 三条地域：県道塚野目代官島線、市道下谷地柳場新田線、下谷地合屋線ほか
- 栄地域：県道坂井猪子場新田線、市道岡野新田 2 号線
- 下田地域：県道鞍掛八木向線、県道下田見附線

※ 道路名の表記について

文中、道路名は国・県・市道名を記述していますが、都市計画道路については、「①.②.③+都市計画道路名」(例:3.1.1 東本成寺大島線)で表記しています。

国県道で都市計画道路にも指定されているものについては、()にて併記しています。

①、②、③は、それぞれ、区分、規模、一連番号で、3.1.1 燕大崎線の場合、3(区分):幹線街路、1(規模):幅員 40m以上、1:区分ごとの一連番号を表しています。⇒巻末【用語解説(都市計画施設)】参照

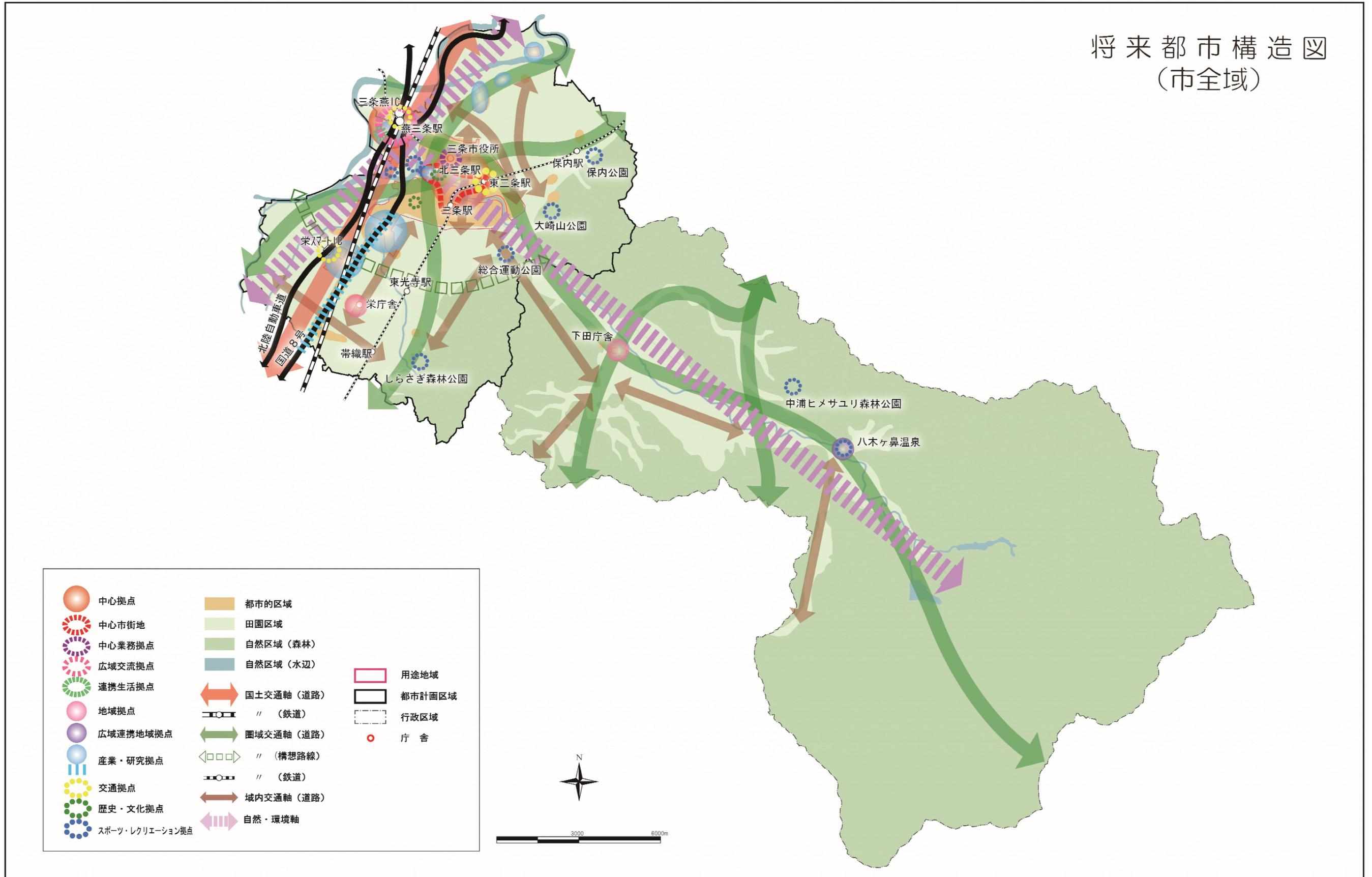
④ 自然・環境軸

自然空間として保全すべき軸を「自然・環境軸」とし、「信濃川、五十嵐川」を位置づけ、親水機能の整備などにより、水と潤いある都市づくりを図ります。

- 信濃川、五十嵐川

□ 将来都市構造図

将来都市構造図 (市全域)



□ 将来都市構造図（拡大図）

